

○横浜国立大学大学院教育学研究科教育デザイン研究の発行に関する規則

(平成 26 年 12 月 11 日教育人間科学部規則第 4 号)

改正 平成 29 年 6 月 7 日教育学部規則第 19 号

改正 令和 2 年 6 月 10 日教育学部規則第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、横浜国立大学大学院教育学研究科（以下「研究科」という。）が、研究科の研究活動の推進を図り、もって学術の向上及び地域教育に貢献することを目的として発行する横浜国立大学大学院教育学研究科教育デザイン研究（以下「教育デザイン研究」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(教育デザイン研究の発行)

第 2 条 教育デザイン研究は、原則として年 1 回、1 月末に発行する。

2 教育デザイン研究は、「論文」、「特別寄稿」、「調査・報告」、「発表・報告会要旨」及び「資料」（以下「論文等」という。）を掲載する。ただし、第 4 条に規定する教育デザイン研究編集委員会（以下「編集委員会」という。）が認めた場合は、この限りでない。

3 教育デザイン研究には、次の各号のいずれかに該当する者が投稿できる。

- (1) 研究科担当教員
- (2) 研究科在学生及び研究科修了生
- (3) その他研究科長が別に定める者

4 教育デザイン研究は、分冊して発行することができる。

5 教育デザイン研究に掲載される論文等は、機関リポジトリにおいて早期公開及び本公開を行う。

(論文等の利活用の権利)

第 3 条 教育デザイン研究に掲載された論文等について、出版、翻訳、抄録、複写、デジタル化及びネットワーク上への提供その他利活用に関する著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する全ての著作権は、研究科に帰属する。

また、当該論文等の著者は、研究科による教育デザイン研究への掲載、公開に対し、著作者人格権を行使しない。ただし、編集委員会は、掲載される論文等について、出典（論文誌名、巻号ページ、出版年）を記載することを条件に、著者自身による当該論文等の学術教育目的での利用（著者自身による編集著作物への転載、掲載、World Wide Web (WWW) による公衆送信、複写しての配布等を含む）を無条件で許諾する。

(編集委員会)

第 4 条 教育デザイン研究の編集及び発行に関する業務を行うため、研究科に編集委員会を置く。

- 2 編集委員会は、横浜国立大学大学院教育学研究科教授会規則（平成 19 年規則第 134 号）第 8 条の規定に基づき研究科に設置された教育実践専攻運営委員会及び高度教職実践専攻運営委員会から選出された委員をもって組織する。
- 3 委員の任期は 1 年とし、再任を妨げない。
- 4 編集委員会に委員長（以下「編集委員長」という。）を置き、委員の互選によって選出する。
- 5 編集委員長に事故があるときは、編集委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
- 6 編集委員長は、教育デザイン研究の編集及び発行に関する業務を統括する。

（編集委員会の任務）

第 5 条 編集委員会は、次の各号に定める事項を審議し、及び実施する。

- (1) 編集及び発行計画に関する事項
- (2) 論文等の審査採択及び寄稿に関する事項
- (3) その他編集委員会が必要と認める事項

（寄稿の依頼）

第 6 条 寄稿による論文等は、予め編集委員会で決定した編集の方針に基づき、編集委員長が編集委員会で決定した執筆者に執筆を依頼する。

（論文等の投稿）

第 7 条 論文等の投稿の要領については、研究科教授会の議により研究科長が別に定める。

（投稿論文の審査等）

第 8 条 投稿された論文は、編集委員会が選出する審査者 2 名が査読し、別に定める審査基準によって評価を行う。

2 教育デザイン研究への論文等の掲載は、編集委員会が決定する。

（論文等の内容の変更）

第 9 条 編集委員会及び審査者は、投稿及び寄稿された論文等について、執筆者との協議に基づき、内容を変更することができる。

（雑則）

第 10 条 この規則に定めるもののほか、教育デザイン研究の発行に関し必要な事項は、編集委員会の議を経て、編集委員長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 6 月 7 日教育学部規則第 19 号)

この規則は、平成 29 年 6 月 7 日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(令和 2 年 6 月 10 日教育学部規則第 2 号)

この規則は、令和2年6月10日から施行し、令和2年4月1日から適用する。